

令和4年3月18日

## 当社役社員の不起訴処分について

本日、当社役社員の会社法違反（総会屋への利益供与）の容疑について、不起訴処分となりました。

今回の件に関しましては、株主の皆様、お客様をはじめとする関係各位から多くの励ましのお言葉をいただきました。皆様に変なご心配をおかけしましたことについて、あらためてお詫び申し上げます。

新生御園座は、当地の多くの方々のご支援により劇場を運営できていることを忘れることなく、より一層のコンプライアンスの強化を図り、当地域の芸術文化の発信拠点として尽力してまいり所存でございます。

今後とも、変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。

株式会社 御園座  
代表取締役会長  
小笠原 剛